

イノベーション創出のための 国家戦略特区の活用

京都府では、事業の実現に向けた国の規制緩和や特例措置を希望する事業者様からのご相談を受け付けています。

国家戦略特区を活用してできること

- ★新たな規制緩和の提案
- ★既存の規制緩和メニューの活用
- ★課税の特例措置
- ★金融支援 ※指定金融機関を通じてのご相談となります。

対象事業

「関西圏国家戦略特区」の目標や政策課題に資するもの

- ・ 先端的な医薬品・医療機器等の研究開発や事業化に関するもの
- ・ 世界から資金、チャレンジングな人材や企業等の集まるビジネス環境を整えた国際都市の形成に繋がるもの

**幅広い事業が対象となりますので、
まずはお気軽にご相談ください！**

規制緩和の提案や活用の流れ

京都府へのご相談・ご提案

京都府が制度を変える必要があると判断した場合は、内閣府に提案

内閣府で、**特区担当大臣や民間の専門家が直接規制省庁と折衝**

制度を変える必要性が認められた場合、国家戦略特区法の改正などが行われた後、特区で活用できるメニューに追加

関西圏国家戦略特区について

京都府・大阪府・兵庫県は、関西圏として平成26年5月に国家戦略特区に指定されています。

特区内においては、国から認定された事業が、①規制の特例措置（新たな規制緩和の提案、規制緩和メニューの活用）②税制支援③利子補給を受けることができます。

「国家戦略特区」とは

世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくるため、全国的に定められている法令や税制などの規制を、特別に緩和したり優遇したりする制度が適用される区域のことです。

全国で17区域のみ指定されています。
(令和8年9月30日現在)



国家戦略特区でできること

- ① 規制の特例措置の適用**（規制緩和など）
 - 事業者の皆さまの事業課題の解決に「オーダーメイド」で対応する新たな規制緩和の提案（創設）
 - 既に規格化されている「規制緩和メニュー」の活用
- ② 金融支援**
 - ベンチャー企業等の先駆的な事業に必要な資金の貸付に対し、利子補給金を支給
- ③ 課税の特例措置**
 - 設備投資減税、研究開発税制の特例、固定資産税の特例など

京都で活用している特例 令和8年9月30日現在

<平成26年9月30日 認定済み>
先進的な医療を進めるための**保険外併用療養に関する特例**
(京都大学医学部付属病院)

<平成28年4月13日 認定済み>
医療器具等への電力送電のための**マイクロ波電力送電機器利用の特例**
(三菱重工業(株)及び京都大学、パナソニック(株)及び京都大学)

<平成30年3月9日 認定済み>
外国人農業支援人材の受入れに係る**出入国管理及び難民認定法の特例**
(京都府)

<令和元年9月30日 認定済み>
道路法の特例によるサイクルポートやオープンカフェ等の設置による賑わい創出
(一財)和知ふるさと振興センター)

<令和3年6月17日 認定済み>
府認定のコワーキングスペース等を最大1年間事業所として認める**(事業所確保要件の緩和)**
(京都府)

<令和8年9月15日 認定済み>
次世代燃料船対応型燃料供給装置の開発及び生産拠点の整備のための**利子補給金の支給**
(株)サンフレム)

<平成27年3月19日 認定済み>
iPS細胞由来の血小板製剤供給のための国家戦略特区課税の特例措置
(株)メガカリオン)

<平成29年12月13日 認定済み>
革新的医療機器の開発における**特区医療機器事業戦略相談の実施**
(京都大学医学部付属病院)

<平成30年12月17日 認定済み>
iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁**(血液法の規制緩和)**
(株)幹細胞&デバイス研究所)

<令和2年3月18日 認定済み>
ボルトの緩み監視センシングシステムへの**マイクロ波電力送電機器利用の特例**
(ミネベアミツミ(株)及び京都大学)

<令和3年6月17日 認定済み>
在留資格要件を「上陸後6箇月以内」に満たす見込みで入国を認める**出入国管理及び難民認定法の特例**
(京都府)

<令和7年9月16日 認定済み>
健康・医療分野に係る新たな研究開発拠点及び事業化拠点の整備のための**利子補給金の支給**
(日東薬品工業(株)及びNoster(株))

※ 全国展開済み

関西圏国家戦略特区

目標

健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、世界から資金、チャレンジングな人材や企業等の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。

政策課題

- 高度医療の提供に資する医療機関、研究機関、メーカー等の集積及び連携強化
- 先端的な医薬品、医療機器等の研究開発に関する阻害要因の撤廃、シーズの円滑な事業化・海外展開
- チャレンジングな人材の集まる都市環境、雇用環境等の整備

令和8年度税制改正により課税の特例措置が延長されました！

改正のあった主な特例措置（措置率や対象事業に変更のある特例措置があります。詳細は内閣府HPをご参照ください。）

設備投資促進税制（法人税） 令和9年度まで延長

特例	対象資産	措置率
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	40%
	建物及び附属設備並びに構築物	20%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	12%
	建物及び附属設備並びに構築物	6%

所得控除（法人税、法人住民税、事業税） 令和9年度まで延長

設立5年未満の法人について対象事業に係る所得金額の**18%の税額を控除**

エンジェル税制（所得税） 令和10年度まで延長

対象となる以下の株式会社に對して個人が出資した場合に、「**総所得金額から株式取得金額（限度額800万円）**」と「**総所得金額等の40%相当額**」のいずれか少ない金額から2千円を控除した金額を控除